

京都府公安委員会告示第 58 号

道路交通法第75条の2第2項の規定による車両の使用制限命令について、同法第75条の2第3項において準用する同法第75条第4項及び同法第75条第7項の規定に基づく公開による聴聞を次により行う。

令和8年4月20日

京都府公安委員会



記

- 1 聴聞の期日  
令和8年 5月 12日 午前9時30分開始
- 2 聴聞の場所  
京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85-3 京都府警察本部 聴聞会場